

発行日：令和2年8月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

## 家賃支援給付金の請求

新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅に減少して大変苦勞されている方も多数おられると思います。

そのような時、一定の基準に当てはまれば、国に請求することによりもらえる給付金があります。

それが家賃支援給付金です。

受給額が法人では最大600万円、個人事業者では最大300万円となっております。

高額給付になる可能性があるため、準備資料が持続化給付金よりも多く必要です。

### 1 大条件 受給条件 ((1)、(2)いずれも満たすこと)

- (1) 2020年**5月以降**2020年12月までの間で、特定の月の売上が前年同月の売上と比較して**50%以上減少**(※1)していること。又は、連続する3ヶ月の売上合計で前年同期比**30%以上減少**(※2)していること。

(※1)2019年5月の売上が150万円とした場合、2020年5月の売上が150万円の半分75万円以下ということになります。

(※2)2019年6月の売上200万円、7月190万円、8月210万円、3ヶ月合計600万円とした場合、2020年6月の売上110万円、7月200万円、8月110万円、3ヶ月合計の30%減の420万円以下ということになります。

- (2) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている事。  
自宅兼事務所の事務所分も対象になります。

### 2 給付金額の計算方法

- (1) 申請時の直近1ヶ月において支払った賃料が計算基準になります。(※3)

(※3)5月6月7月の3ヶ月平均売上減を基準に申請する場合は、7月分の支払家賃が基準になります。

- (2) 法人の場合、①支払賃料月額75万円以下→支払賃料×2/3、②支払賃料75万円超→50万+支払賃料75万円の超過分×1/3が、限度額。

個人事業者の場合、①支払賃料月額37.5万円以下→支払賃料×2/3、

②支払賃料37.5万円超→37.5万+支払賃料37.5万円の超過分×1/3が限度額。

今回の家賃支援給付金は、最初に記載した受給要件の他に細かな判定基準があり、持続化給付金のように簡単に判定できない支給要件になっています。

大条件となる支給要件に該当しないが支給できる場合や、大条件となる支給要件に該当するが、支給できない場合などがあります。

7月14日より申請受付が開始していますので詳細は、

ネットで検索 “中小企業庁 家賃支援給付金”

又は、当事務所へ。

(高橋 朋之)

## あ と が き

暑さが続く中、マスク着用を余儀なくされる場所も多く、例年以上に厳しい夏ですが、夏ならではの楽しみもあります。私とは例えば、プールや海水浴という齡でもなくなり、この夏一番のヒットはIce Breakerという日本酒。オンザロックでいただくと、甘口のお酒です。

いきなり日本酒の話をしてしまいましたが、私 実は、今でも日本酒の中で美味しくいただけるのは甘口の冷酒一択。そもそも日本酒に苦手意識があって、ごく最近までほとんど口にすることがありませんでした。でも、近頃はワイングラスで愉しむフルティな日本酒が割と身近になってきて、気軽に挑戦できます。

ところで、Ice Breakerとは、文字通り砕氷船のことでもあります。場や雰囲気や和らげるものという意味もあるそう。このあとかきもIce Breaker的なものになればよいのかな、と思っております。

(星野 美奈子)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 FTKビル5F

☎044-230-4110 📠044-230-4111 U R L :<https://partners.co.jp>

【アクセス】

